

別記様式第1号(第四関係)

平戸市農業活性化計画(変更)

長崎県平戸市

令和6年12月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平戸市農業活性化計画
都道府県名	長崎県
市町村名	平戸市
地区名(※1)	平戸地区、生月地区、田平地区、大島地区
計画期間(※2)	令和4年度～令和8年度

目 標 : (※3)

現在、本市は本格的な人口減少を迎えており、農業においては農業就業者の減少や農業従事者の高齢化が進んでいる。今後も農業就業人口は減少することが予想されることから、地域社会の健全な発展を図るためには、意欲ある新規就農者や多様な担い手の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

このため、地域振興品目である「いちご」と「アスパラガス」を対象として、優れた技術と経営管理能力を有する営農意欲の高い農家子弟や、UIJターンを含めた非農家からの新規就農者などの多様な担い手の育成を目的とした“産地と連携した研修体制”を整備し、新規就農者の確保・育成に向けた仕組みづくりに取り組んでいる。平成27年度から新規就農に対する市独自の支援策や新規就農者の研修体制に取り組んだ結果、地域振興品目である「いちご」と「アスパラガス」において7名の新規就農者を育成している。

今後も本市独自の支援策や就農相談の強化などにより、新規就農者の確保に向けた取り組みを推進するとともに、新規就農者が安心して就農できる体制を整えるため、当事業により経営開始に必要な園芸用ハウス(リースハウス)を整備し、本市における雇用者数(新規就農者)の増加と地域産物の販売額の増加を図る。

【目標】

園芸用ハウス(リースハウス)の整備による新規就農者等の増加 5名

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と、周辺の多数の島々で構成されている。面積は235.10km²で平地は少なく、中山間部に多くの水田、畑を擁する。また、気候は周囲のほとんどが海に囲まれ、対馬暖流と季節風の影響を受け海洋性の温暖な気候で通年の平均気温は16～17℃、年間平均降水量は2,000mm前後である。

本市の基幹産業である農業は、基幹作物である水稻、肉用牛(繁殖牛)、いちごやアスパラガスなどの施設園芸、馬鈴しょや玉ねぎなどの露地野菜など多様な農業が営まれているが、近年、農業者の高齢化等に伴い、農業従事者数が減少している。

このようなか、本市が平成30年3月に策定した「第2次平戸市総合計画(平戸市未来造像羅針盤)」及び令和2年3月に策定した「第2期平戸市総合戦略」では、農業部門において担い手(新規就農者)、園芸・畜産・生産基盤等の振興を図るとともに、定住・移住を促進していくこととしている。

現状と課題

現在、本市は本格的な人口減少を迎え、令和2年度の本市の人口は30,641人と直近10年間で5,943人減少している。また、農業就業者の減少や農業従事者の高齢化も進み、令和2年度における農業就業人口は1,394人と直近10年間で829人減少している。

今後も農業就業人口は減少することが予想されることから、農業の体質を強化し農業者と地域農業の安定的な発展を図るため、優れた技術と経営管理能力を有する営農意欲の高い農家子弟や、UIJターンを含めた非農家からの新規就農者などの多様な担い手を育成を目的とした“産地と連携した研修体制”を整備し、新規就農者の確保・育成に向けた仕組みづくりに取り組んでいる。

特に、地域振興品目である「いちご」や「アスパラガス」については、生産者の高齢化に伴う廃作等により栽培面積は減少傾向にあるが、一定の所得の確保が見込まれる品目であることや、平成27年度から市独自の就農支援策を設けたことなどから、近年、新規就農の相談が増加している。

一方、新規就農者が「いちご」や「アスパラガス」の栽培を開始するためには園芸用ハウスを整備する必要があるが、園芸用ハウスの整備には多額の自己資金が必要であり、自己資金を準備できずに就農を断念するケースも見受けられる。

このため、資金力の弱い新規就農者の経営初期の経済的負担を軽減して就農しやすい環境を整えるとともに、新規就農者の本市への定住を促すためには、農協が事業主体となって園芸用ハウスを整備し、新規就農者にリース方式で貸付するリースハウスの整備が必要である。

今後の展開方向等(※4)

近年、本市で新たに農業に取り組むUIターンの新規就農希望者の就農相談が増加傾向にあり、地元生産部会においても新規就農希望者の実施研修を受け入れる体制が整備されてきたことから、今後も一定の新規就農者の確保が見込まれる。

このため、新規就農者の経営開始に必要な園芸用ハウスを「ながさき西海農業協同組合」が整備し、新規就農者等へリースする就農支援体制を構築する。

このことにより、新規就農者の安定的な就農支援体制が構築され、雇用者数(新規就農者)の増加と地域産物の販売額の増加が図られるとともに、地域農業の活性化に大きく寄与することができる。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
平戸市	平戸地区、田平地区	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	ながさき西海農業協同組合	有	イ	R4
平戸市	平戸地区、田平地区	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	ながさき西海農業協同組合	有	イ	R5
平戸市	平戸地区、田平地区	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	ながさき西海農業協同組合	有	イ	R6

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
平戸市	平戸地区、生月地区、田平地区、大島地区	平戸市平戸式もうかる農業実現支援事業(経営開始支援事業)	新規就農者	無	R4～6
平戸市	平戸地区、生月地区、田平地区、大島地区	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	新規就農者	無	R4～6
平戸市	平戸地区、生月地区、田平地区、大島地区	新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、経営開始資金)	新規就農者	無	R4～6
平戸市	平戸地区、生月地区、田平地区、大島地区	産地を支える人材確保推進事業(※市事業)	平戸市	無	R4～6

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
平戸市	平戸地区、生月地区、田平地区、大島地区	平戸市平戸式もうかる農業実現支援事業(中核的経営開始型支援事業)	ながさき西海農業協同組合	R4～6
平戸市	平戸地区、田平地区	産地生産基盤パワーアップ事業	R4平戸いちご生産組合	R4

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

平戸地区、生月地区、田平地区、大島地区(長崎県平戸市)	区域面積 (※2)	23,180ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区である本市の総面積は23,510haで、そのうち農林地面積は16,237haであり全面積の69.0%を占めている。 農林漁業従事者数は全就業人口15,212人に対し3,000人で19.7%を占めている。		
②法第3条第2号関係: 令和2年度における平戸市の人口は30,641人、直近10年間で5,943人減少している。また、令和2年度における農業就業人口は1,394人、直近10年間で829人減少している。 このため、本市の人口減少抑制対策の方向性と施策を示す地方版総合戦略「第2期平戸市総合戦略(令和2年3月)」において、“まち”“ひと”“しごと”の自立的かつ継続的な好循環の確立を図るために4つの基本目標を設定しており、そのなかで“産業の振興”“定住・移住の促進”を掲げている。		
③法第3条第3号関係: 平戸市農業活性化計画では、都市計画区域の用途区域(330ha)を除いた市内全域を計画区域としている。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

【当施策により新たに就農した農業者数】

当該施設の利用及び新規就農者数の判断は、園芸用ハウスのリース契約及び青年等就農計画の認定書による。